

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2013 年 8 月 18 日

発行者：(代表) 浅野太三

No.12

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS

No.3

合同
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会，第 9 次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「第 9 次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行とします。

CV22 オスプレイが横田基地に配備される？！

去る 7 月 29 日，米太平洋空軍のカーライル司令官は，記者会見で「新型輸送機 CV22 のアジア太平洋地域の配備先として，沖縄県嘉手納基地と共に横田基地も候補に挙がっている」ことを明らかにし，日本政府とすでに協議をしていることも認めた。一方，日本政府の菅官房長官は「米側からその通報はなく，政府としては承知はしていない」と述べている。

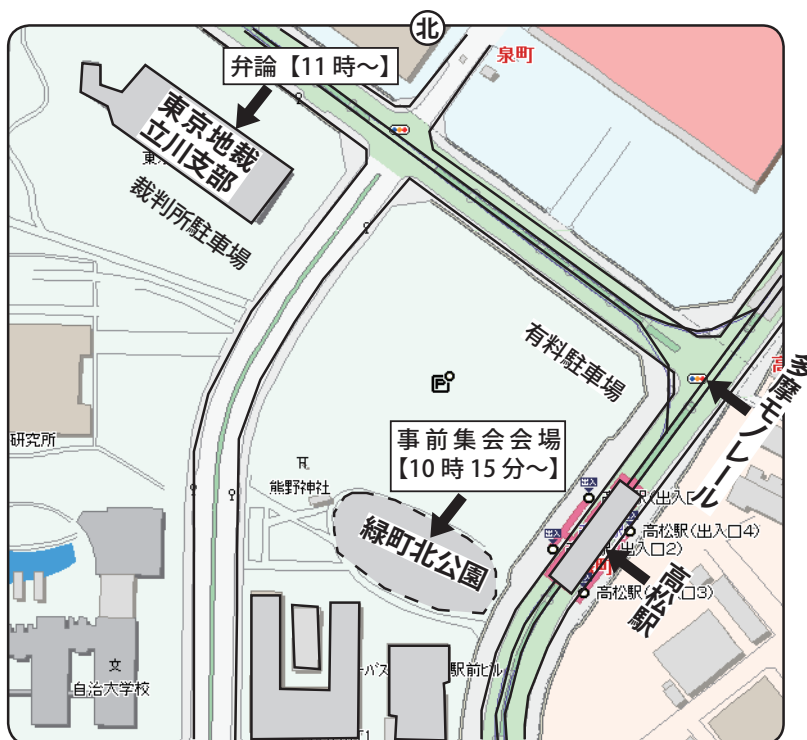
私たち第 9 次横田基地公害訴訟原告団と第 2 次新横田基地公害訴訟原告団は，共闘して配備阻止のたたかいに臨むことにし，すでに政府や関係自治体要請などの行動に取り組み始めています。

(関連記事は 2 ページと 5 ページ)

第 3 回弁論＝

8 月 29 日(木)
午前 11 時～立川地裁《午前 10 時 15 分高松駅西側広場集合》に参加を!!

関連記事は 3 ページ



至・立川北駅

横田・基地被害をなくす会
副代表 島田清作

これとは別に、アメリカ空軍のC V 2 2オスプレイの部隊を横田基地に配備する計画をアメリカ太平洋空軍司令官が発表した。

昨年 9 月、日米政府はオスプレイの飛行に関して、夜間飛行やヘリモードでの基地外の飛行、人口密集地上空の飛行を避ける合意をしたと言っているが、沖縄県は昨年 12 月、合意違反が 300 件以上あるとして証拠をつけて国に調査を要求したにもかかわらず、防衛省は、「米軍に問い合わせたが違反は確認できなかった」と回答してきたという。

横田基地へのオスプレイの配備について、立川・昭島・福生・武蔵村山・羽村・瑞穂の5市1町でつくる横田基地周辺市町基地対策連絡会は、7月30日、配備計画の撤回を求める要請書を外務大臣、防衛大臣あてに提出した。

私たち住民も、力を合わせて、阻止のために立ち上がろう。

オスプレイ
横田配備も

高いC/V率 米軍高官が言及

日、一配託局とワシントン市内で合見し、空軍米軍の垂直輸送機C-22オスプレイの日本での配属先について、米軍嘉手納基地（沖縄県嘉手納町など）と並び、横田基地（東京都福生市など）も候補だと述べた。配属先は二〇一四年初めまでに決まる見通しと
いう。

自治体も困惑「確認中」

CV22オスブレイの
配備先として米軍横田
基地が候補に挙がった
ことに、基地周辺住民
や自治体からは反発の
声が相次いだ。
「なぜ危険なCV22
オスブレイを横田に配
備しようとするのか。
団体をなごつていい
田基地もいらない！
本土にこい」と話した
出るが、本末転倒

轉送船「瑞穂丸」が、瀬田川に沈み、船内にはM/V「ズレイ」が沈んだ。瀬田川に沈んだ船内にはM/V「ズレイ」が沈んだ。瀬田川に沈んだ船内にはM/V「ズレイ」が沈んだ。

市民交流会、共同代表は「オーストレイラだけで
の島田清作さんとはなく、日本の空を米軍
語気を強めた。『米軍が自由に飛べる』と自
機は米国へ持つて帰るが問題。住民の安全
れ、というのが国民感 安心を守るため行動す
情。断固反対の声を強る。政府や自治体にも

機(北爪三記、阿部)の危険と騒音にさらされてきた。配備が事行)

追加配備の12機

米軍岩国基地に

周辺五市一町でつく
る基地対策連絡会の幹
事を務める昭島市の基
地渉外担当は「情報が
事実かどうかを確認を進
めている」と困惑し、
北関東連絡局や都など
との連絡に追われてく
る。「住民は半世紀近く、
住宅街上空を飛び、航空
と強調した。

昨年九月、オスプ
イの普天間配備や横
基地への飛来を国に
対する意見書を提出
した立川市議会会
議中、オスプレイが飛
んでくるとでもない話
明確に反対していく

事故率低い

3年10月～
（発行時間未定）

米月上旬にも普天間へ

沖縄の米重宝館の運用が本化する。昨年二月、購入された十二機に次ぐ第二新型戦闘機F22が三月、民間機二機が干支入り。民間戦闘機干支軍官基地（山形県）市に到着。基地に於ける見学会は、次々と続行を遂げ、八月下旬にも普天間に移す見通し。配備が完了すれば、老朽化を来すF4Hから最新のF22に代わる。機体は五分に基地に降着。輸送機は午前七時四十分、基地に降着。五分に基地に降着。

9:03 **大塚 総研 オスプレイ**
海兵隊航空機の事

CH-46	1.11	0.62	1.04
-------	------	------	------

	海兵隊平均
	2.45
	2.07
	4.58

1 報 合 1 報 2012 年 6 月 15 日 金 曜 日 沖 縄 交 易 報 道 5 分 に 一 機 目 撃 され、 地 域 界 限 同 様 上 昇 中

オスプレイまた墜落

米で訓練中5人負傷 政府、搬入手続き保留

那覇・浦添上空も飛行

地上150～600
米・環境審査示す




第3回弁論の内容は…

第1回弁論は原告側の意見陳述が主でしたが、第2回、3回…と、しばらくの間は国側が原告側訴状に対して反対の主張をすることになっています。「国側が法廷において陳述する」ということは、基本的には国側が用意した準備書面を裁判所に提出することであり、声に出して読み上げるわけではありません。

そのため、傍聴席にいと、法廷で何が行われているのか、何を言っているのかがわかりません。そこで、国側に反論させるだけでなく、（原告側が訴状に追加する主張を）弁護団が法廷で読み上げる場面を作っていただくことになりました。次回法廷で原告側が主張する内容の概略は、以下の通りです。（弁護団＝近藤先生、石井先生、中川先生＝から寄稿いただきました）

自衛隊機の飛行等の差し止めを求める部分について

1 被告の主張

被告は、平成5年2月25日の厚木基地第1次訴訟最高裁判決（民集47巻2号64頁）（以下「厚木基地最高裁判決」と言う。）等を引用し、自衛隊機の飛行等差し止めを民事訴訟で請求することは不適法であり却下されるべきと主張する。

2 原告らの権利

原告らは、請求の趣旨第1項において、人格権（身体的人格権ないし平穏生活権的人格権）等に基づき自衛隊の航空機の飛行及びエンジン作動の差し止めを求めている。原告らの訴えは、自衛隊機の飛行によって人格権等が侵害されていることに基づく妨害排除請求である。権利侵害に対し、その権利侵害の排除を求めることは国民の当然の権利である。

3 裁判を受ける権利

原告らは、上記権利を裁判によって実現すべく本訴を提起したものであり、権利侵害の有無につき裁判所の判断を得ることは、裁判を受ける権利として憲法上保障されている国民の権利である。

4 行政処分と民事差し止め

原告らの飛行等の差し止めを求める請求は、「防衛大臣の自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更ないしその発動を求める」ものではなく、また、取消変更の結果を生ずるものではない。

民事訴訟により事実行為の差し止めを命ぜられた場合であっても、それが直ちに行政による権限行使が変更取消されたのと同じ結果をもたらすものではない。なぜなら仮に民事差し止めが認められても、被害

利益に対する補償の充実ないし騒音の低減などにより差し止にかかる部分の飛行ができるようになる可能性も残されており、国には上記方策を講ずる十分な力がある。

5 被告の主張の不当性について

被告は、自衛隊機の運行が、行政処分や公権力の行使であるとするが、以下に詳述するとおり「公権力の行使」にはまったくあたらない。それにもかかわらず、「公権力の行使」という概念を楯に原告ららの請求につき門前払いにするよう求めるものであり、憲法上原告らに裁判を受ける権利が保障されてことからすれば極めて不当である。

6 自衛隊法が訴えの却下の根拠にならないこと

（1）被告は、自衛隊法によって周辺住民に騒音等についての受忍義務が課されていることを前提としている。

しかし、国民の権利を制限するには、制限の根拠となる法律が存在しなければならないこと（法律の留保）が、近代国家の憲法が当然の前提とする原則であるところ、自衛隊法には国民の権利を制限する条項は存在しない（小松基地判決（金沢地判平14・3・6判時1798・21）。原告ららが自衛隊機の飛行等により騒音被害を受けていることは、法の命ずる受忍義務ではなく、防衛大臣の職務命令によって行われる内部的行為が外部にもたらした反射的不利益にすぎない。

（2）自衛隊法は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱い等を定めることを目的とする（第1条）と定められた法律であり、国民を名宛人とするものではない。

すなわち、行政内部の関係を定める組織法なのであり、このような法令により国民の権利を制限することは許されない。

ビデオカメラ貸します

被害の立証に役立てるため購入しました。やってみてほしい方は申し出てください。



大募集！原告追加募集に協力下さい。 目指せ！200人の原告団 2013年度内に、追加提訴をめざ しています。

ご家族での追加，知人，友人， 隣人・・・お一人でも事務局に紹介 下さい。

第9次横田基地公害訴訟原告団 / 横田・基地被害をなくす会
事務局次長 塚本秀男

原告再募集対策会議（仮称）を立ち上げました

昨年12月提訴以来、様々な事情から原告団に参加できなかった方を含めて追加提訴を検討してきました。提訴段階での原告数は約130人であることから、当面200人の原告団を目指して新たに約70人の方々に原告になってもらうことを総会等で決めてきました。

去る7月に開催した原告再募集対策会議（仮称）において、基地の南東から東側を中心にヘリの騒音被害が甚大になっていることやオスプレイの離着陸・訓練飛行の危惧が広がっていることなどを踏まえて次の方針を検討しました。①前訴訟の原告に総当たりする。②原告となっている方から家族や隣人など新たな原告リストをあげてもらう。③平和運動団体や市民団体などに依頼する（原告募集の記事をニュースに掲載してもらう等）④八王子・日野・瑞穂など地域単位で原告団会議を開催し検討する。⑤HPホームページを活用する。⑥基地に隣接してお住まいの方々に戸別に訪問していくなどです。原告の皆さんには「原告紹介カード」

をお送りする予定です。協力をお願いします。

8月4日 基地近隣にお住まいの方に戸別訪問を試みしました。

「横田・基地被害をなくす会」ホームページをご覧になったAさん（立川市西砂町在住）から電話を頂き、早速訪問しました。ここ数年来、ヘリの爆音がひどくなり生活が脅かされる状況だったとのこと、インターネットで探し出して本訴訟団を知り、原告への参加を決められたとのことでした。Aさんは、自宅上空を旋回するヘリの動画や騒音記録（時間・回数など）を記録されておられました。

また、同日役員5人が手分けして、前原告団員であった方々等を訪問し、数人の方から前向きな返事をいただきました。西砂町一帯には、ピンポンを押して一声かけながら約300枚の原告募集ポスティングを行いました。この日も上空からC5ギャラクシーが何回も爆音をさらしていました。

緊急連絡先

事務所は、当分の間は、水曜日夜間以外の平日は、毎日夕方にFAX、留守電の確認をしており、メールは毎日夜間に確認をしています。御用の方は留守電に連絡先電話番号・お名前を録音するか、FAX、メールをお願いします。お急ぎの方は事務局・福本（携帯090-4951-0800）までご連絡ください。

住所やアドレスの変更がある方は、お知らせください

NEWSが宛先不明で戻ってくることが、また、急ぎのお知らせをメール送付しても届かないケースが見受けられるようになりました。住所変更やメールアドレスの変更がある場合は、事務局（左枠参照）にお知らせください。

写真で見る活動報告

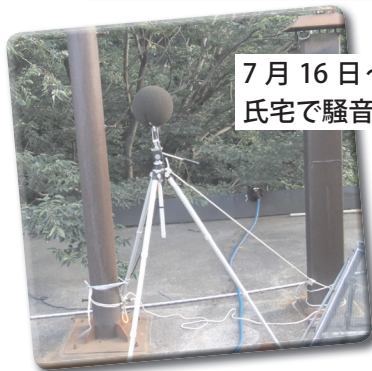
7月8日都知事へ沖縄への
オスプレイ配備反対要請



5月30日の第2回口頭弁論事前集会。



7月30日「航空機空中衝突防止のため
に：資料冊子」を分析する勉強会。



7月16日～立川市N
氏宅で騒音測定開始



【資料】オスプレイの横田基地配備に反対する要請書

(第9次横田基地公害訴訟原告団、第2次新横田基地公害訴訟原告団の連名で提出した文書)

CV22 オスプレイの横田基地配備計画撤回を求めての申し入れ書(周辺自治体用)

去る7月30日のCV22オスプレイの横田基地配備計画報道について、私たち2つの原告団は、別紙のとおり「オスプレイの配備計画撤回を求める要請書」を8月6日に日本政府の担当大臣に配達証明郵便で提出いたしました。

また、横田基地周辺自治体の中には、既にCV22オスプレイの配備に反対する旨の要請を関係省等に行ったところがあると聞き及んでおります。

今回の報道は米太平洋軍司令官の記者会見での発言に端を発しますが、日本政府の窓口である菅官房長官は「そのような話は来ていない」と発言することで、あたかも米司令官の「日本政府と協議中」との発言が虚言であったと言いかねないもので、いずれにしても国民及び基地周辺住民を欺く容認できない発言でした。

しかし、私たち基地周辺住民は、米軍の基地使用及び運用に関する方針や活動の変更などについて、米政府・米軍が日本政府に十分に伝えずに行ってきたことを、知っています。今までは、日本政府が追認する形で施設・設備の変更、部隊の差し替えや部隊の移駐が米軍の方針のもとに行われてきたのです。

今回も同様なことが行われまいとは言い切れません。その意味で、オスプレイ配備について、日本政府からの情報提供を待つことなく、地元住民の命と生活を守る立場で、基地周辺自治体として、現段階で配備反対の声を上げて頂きたいと申し入れるものです。

この件に関し、報道では来年(2014年)初めまでに決まる見通しということであり、したがって、早急に検討し、行動に移して下さるようお願いする次第です。

オスプレイの配備計画撤回を求める要請書(総理、外務、防衛大臣用)

垂直離着陸輸送機CV22オスプレイの横田基地配備計画の撤回を求めます。

去る7月30日、米国太平洋空軍司令官の記者会見時の発言として、米空軍仕様の垂直離着陸輸送機CV22オスプレイの日本での配備先について、横田基地が有力な配備候補地であり、日米両政府間で協議中

であるとの報道がありました。

横田基地は、多くの人々が日々生活を営む市街地に取り囲まれた中にあります。そのため私たち基地周辺住民は、飛来する航空機や常駐機であるC130輸送機とヘリコプター等の昼夜を分かたぬ訓練飛行の騒音に悩まされ続けています。また、その被害は30万人にも及んでいると言われております。私たちは過去3回にわたり夜間～早朝飛行の差し止めと損害賠償を求める訴訟を行い、最初の提訴から37年が過ぎました。裁判では何度も米軍機の騒音は違法であるとして国に損害賠償を命じる判決が出され、確定しています。しかしながら今もって環境基準を大きく上回る違法な爆音被害が毎日続いています。また、「飛行機が墜ちてくるのでは」という不安をぬぐいきれない日常生活を送っています。

このように、違法な爆音被害がほとんど改善されないままのため、やむなく、昨年12月12日及び本年3月26日、それぞれ訴訟を提起したところです。

一方、沖縄では、昨年、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの普天間基地への配備が県知事、県議会、県民の総意である反対の意思を無視して強行されました。そして、現在は日米両政府間の飛行規制合意に対し違反飛行が常態化するなど「沖縄の負担軽減」が口にはされながら県民に過酷な犠牲を強いる有様が続いています。このような状態を生み出した日米両政府のもとで、首都東京にある横田基地に垂直離着陸輸送機CV22オスプレイの部隊を新たに配備しようと検討されているのです。横田基地は必然的に輸送中継基地や司令部としての機能だけでなく、東アジア地域を対象とする戦略的基地機能をも併せ持つこととなります。同時に、危険な低空飛行訓練や飛行コースを外れた飛行等が増え、違法な爆音被害が激増することが予想されます。その上、『空飛ぶ棺桶』などと言われるほど墜落事故の絶えない、かつ、MV22オスプレイより事故率が高いと言われるCV22オスプレイの人口密集地上空での飛行は、落下物や墜落事故の「不安」を現実の「恐怖」に代え、多くの人々が苦痛に苛まれる結果となることは明らかです。

以上のように、日本国民の安全・安心を保障することのできないCV22オスプレイの横田基地配備は、これまで裁判所から繰り返し下された判決にも逆行した行為であり、断じて認めることはできません。日本国政府は、米国に対し「横田基地へのCV22オスプレイ配備計画を直ちに撤回するよう」求めることを、ここに要請いたします。

経過報告と今後の予定 (2013年5月19日～)

5月19日 なくす会・原告団定期総会
 5月21日 弁護団+原告団合同会議
 5月24日 陳述書集中作成日
 5月30日 第9次横田訴訟・第2回弁論(立川地裁)
 6月1日 陳述書集中作成日
 6月4日 C130の編隊飛行訓練(7～8機による),
 ～6月7日 6/5～6/7パラシュート降下訓練
 6月6日 全国公害被害者総行動～環境省等交渉
 6月9日 6.9米軍横田基地反対集会～デモ(挨拶)
 6月12日 なくす会・原告団合同役員会議
 6月24日 諸団体へカンパ等協力要請行動
 6月26日 諸団体へカンパ等協力要請行動
 6月29日 オスプレイは沖縄にも横田にもいない
 6.29横田集会・デモ(挨拶)
 7月4日 なくす会・原告団合同役員会議
 7月8日 都知事へオスプレイ配備反対要請(知事本
 局)～環境局へ低周波騒音の測定要請
 7月14日 米軍軍属による日本人2人への傷害事件
 7月18日 第9次訴訟・追加提訴対策会議
 7月22日 弁護団+原告団合同会議
 7月30日 第1回「航空機空中衝突防止のために資料
 冊子と横田基地航空機航跡図」検討会議
 7月30日 「横田基地にオスプレイ配備を検討中」記
 事が掲載
 7月31日 第2次新横田訴訟・追加提訴

8月1日 なくす会・原告団合同役員会議
 8月4日 第9次訴訟追加提訴原告募集活動
 8月5日 オスプレイ横田基地配備対策会議(第2次
 新横田訴訟原告団と共同で)
 8月6日 オスプレイ横田配備反対要請書,総理大臣・
 外務大臣・防衛大臣に送付
 8月15日 オスプレイの横田基地配備に関する要請行
 動(八王子市)
 * * * * * 【以下は予定】 * * * * *
 8月19日 児童・生徒のための横田基地案内
 8月19日 オスプレイの横田基地配備に関する要請行
 動(日野市)
 8月20日 オスプレイの横田基地配備に関する要請行
 動(八王子市議会各会派)
 8月26日 第2回オスプレイ横田基地配備対策会議
 8月29日 第9次横田訴訟・第3回弁論(立川地裁)
 ～進行協議
 8月29日 第2回「航空機空中衝突防止のために資料
 冊子と横田基地航空機航跡図」検討会議
 9月2日 第四次厚木爆音訴訟・地裁結審
 9月5日 なくす会・原告団合同役員会議
 9月18日 弁護団+原告団合同会議
 10月3日 なくす会・原告団合同役員会議
 10月12日 10.12横田基地もいない!市民交流集会
 11月(未定) 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議総会

▶夏休みでないと出来ないことがある。追加原告募集のための騒音地域歩きを数人でやった。

堀向(ほりむこう, 現昭島市美堀町)地域も, 移転していった人々の跡が公園や市の施設になった。飛行直下に温泉が隣接し, 露天風呂の会話が窓越しに聞こえる路地を歩きながら「パイロットには裸で入っている人が見えるだろう」と余計な心配をした。▶前訴訟のとき, 原告の人々取材して歩き, 「私の戦中・戦後」の連載をした。特攻基地で整備の仕事をし, 戦後は軍隊にいたことを隠して立川基地に勤めた人, 砂川空襲で家を焼かれ堀向に越してきた人, 朝鮮半島北部の町で敗戦を迎え, 両親も死に, 中学生低学年にあたる年齢で, 半島を北から南まで歩きとおして帰国した人など, さまざまだった。戦争中の苦労もさることながら, 戦後の食糧難の時代を苦労・苦心を重ねてきた先輩たちの話は, 「戦争だけはダメだ, 戦争につながる基地はダメだ」と背骨が通っていた。その幾人か, またその息子さんに, かつての「連載」のコピーを手渡すことができた。▶帰ってきてから, 今回の裁判で国側が出した「準備書面」(5月30日)を読んだ。44頁の大部なものである。国側代理人は39人(5月30日公判出席は9名)が名を連ねている。▶読んだ感想を一言で言えば「国は基地被害の責任を全く感じていない」ということだ。①認めているのは, 横田

天欄

基地を国が米軍に提供していることだけ。②その米軍は治外法権の範囲に入る存在だから, 日本法は及ばない。③まして米軍による被害を, 国を相手に訴えるのはお門違い—というのが荒筋だ。▶沖縄でも, オスプレイ配備でも, あるいはヘリコプター墜落事故でも, この理屈が臆面もなく展開される。裁判は無力な住民が語らって, 自らの主権を取り戻す闘いなのだ, と今さらに思った。(K) ▶思いもしなかった空軍仕様のCV22オスプレイがやってきそう。来年初頭に決定予定の配備先候補として横田が有力というものだが…。CV22は特殊作戦遂行用の機種で, MV22より事故率が高いといわれている。▶軍用機はそもそも安全第一を目標にしてはいないので, どれも危険度は高い。横田では, 相変わらずプロペラが止まったまま飛行するC130が目撃され, C130の部品が落下し, 沖縄ではヘリが落下している。また, 米軍属は日本人を殴って大けがをさせている。日本は米国の植民地状態であると改めて思う。せめて日本政府と地方自治体は, 住民の命と安全・安心な暮らしを第一に考えてほしい。▶参院選結果～「未来の豊かさより, 今の金」を選挙民が選んだと分析した内田樹氏(神戸女学院大学名誉教授)に同感。政策決定プロセスがスピーディーで一枚岩であることは, 正しい解を導くことと論理的につながりがない(荘子)とも。(F)